



- I. 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター創刊に当たって
- II. カリフォルニア州消費者プライバシー法への対応

2019年
7月24日号

I. 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター創刊に当たって

当事務所では、GDPR、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)、中国サイバーセキュリティ法対応を初めとしたコンプライアンス的な側面での各国の個人情報保護・データ保護規制への対応を数多くサポートしてきたほか、各国でのビジネスの可能性を検討する観点からの各国の個人情報保護・データ保護規制の調査も数多く手がけてまいりました。昨今、これらの分野について、各国の動向のアップデートが頻繁になされることが多い実情を踏まえ、日本の個人情報保護法を含め、各国の個人情報保護・データ保護規制に関する最新情報をタイムリーに発信することを目的として、本ニュースレターを創刊することにいたしました。

II. カリフォルニア州消費者プライバシー法への対応

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子

カリフォルニア州消費者プライバシー法(以下「CCPA」という)は、2018年6月28日に可決・成立し、2020年1月1日から施行される予定である。CCPAは、カリフォルニア州に所在する事業者に限らず、日本企業を含め、グローバルに多くの事業者に適用される可能性があるとともに、州の司法長官による制裁金の賦課、情報漏えいに際してのクラスアクション等の多大なリスクがあることから、日本企業にとってもその対応の要否の判断は喫緊の課題であるといえる。

以下では、紙幅の関係から、日本企業がCCPAへの対応を検討するに当たって特に重要となる適用スコープと、適用される場合に必要な対応の概要について説明する。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

1 適用スコープ

(1) 保護の対象

まず、保護の対象である「消費者(Consumer)」は、その語感どおりではないため、注意が必要である。これは、いわゆる消費者ではなく、カリフォルニア州の住民(2019年7月時点では、求職者、従業員、取引先の担当者も排除されない概念である)を意味する。

また、「個人情報」は、「直接的又は間接的に、特定の消費者若しくは世帯を識別し、これらに関連し、これらを記述し、これらと関連づけることが可能であり、又は、これらと合理的に関連づけられ得る情報」をいう(1798.140(o)(1))。オンライン識別子や IP アドレス、閲覧履歴、検索履歴、位置データ、音声・電子・視覚的・温度・嗅覚的その他の類似の情報等が個人情報に該当するものとして例示列挙されている。端末レベルで特定できれば個人情報となり得る点で、GDPR と同様に広いスコープを持つといえる。

(2) CCPA が適用される事業者の範囲

以下の2つの条件を共に満たす事業者については、CCPA が適用される(1798.140(c)(1))。

- ア 消費者の個人情報を収集する営利目的の事業者であって、単独で、又は他者と共同で、消費者の個人情報の処理の目的及び手段を決定する者であって、カリフォルニア州で事業を行っている者
- イ 以下の3つの事由のいずれかを充足すること
 - ① 年間売上高(annual gross revenues)が2,500万米ドルを超えていること
 - ② 単独又は組み合わせて、年間5万件以上の消費者、世帯、又はデバイスに係る個人情報を購入し、営利目的で受領し、売却し、又は営利目的で共有していること
 - ③ 年間売上高の50%以上を消費者の個人情報の売却から得ていること

次に、上記に該当する事業者を支配し、又は、その事業者により支配され、かつ、その事業者と共通のブランド(共有された名称、サービスマーク、商標を指す)を有している事業者にも CCPA が適用される(1798.140(c)(2))。

「カリフォルニア州で事業を行っている」といえるか、「年間売上高」が全世界基準かカリフォルニア州基準か等、CCPA の条文上必ずしも明確ではない点については、現時点における実務の趨勢・動向を踏まえた合理的な解釈によって解決していくことになる。

(3) CCPA への対応が必要となる企業の例

自社又はそのグループ会社が①～④のいずれかに該当する場合には CCPA の適用スコープに入る可能性があるため、適用可能性・影響範囲を正確に評価した上で、CCPA の適用スコープに入るデータ処理について、下記2に掲げる対応に進む必要がある。

- ① カリフォルニア州に所在し、同州で事業を営んでいる企業
- ② カリフォルニア州に所在しないものの、カリフォルニア州を含め米国で事業を営んでいる企業(典型的には、米国に展開している日系企業)
- ③ カリフォルニア州に所在しないものの、カリフォルニア州住民に向けた事業を営んでいる企業(典型的には、カリフォルニア州住民からのサービスへの申込みを受ける可能性のある日系企業)
- ④ ①②③の企業を子会社とする企業(典型的には、日本の親会社)

また、⑤他社に代わって個人データを処理する日本企業も、自身が CCPA の適用を受けるか否かにかかわらず、取引先(日本企業もあり得る)が CCPA の適用対象となることに伴って、取引先が CCPA を遵守するために CCPA への対応に協力すること(所定の内容を備えたデータ処理契約の締結)が必要になることがある。GDPR のときにも同じ問題が存在したが、その理由を正確に理解し、対応していくことが、取引先と円滑な取引を継続していくために必要になると考えられる。

2 CCPA への対応の概要

日本企業においても、GDPRと同様に、CCPAに対応するための社内プロジェクトを結成し、2020年1月施行に間に合うようスケジュールを組んで対応を進めて行く必要がある。その対応の概要としては、以下の表のとおりである。

1.	CCPA 対応が必要なグループ会社の範囲の画定
2.	データマッピングシートと質問票の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・ CCPA 対応に必要な情報の取得 ・ CCPA 対応の内容を検討するためのデータ処理の整理(「売却」の例外要件への該当性、「サービスプロバイダー」の要件への該当性等の判断)
3.	法定のドキュメント準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーポリシーの作成 ・ サービスプロバイダーとの間のデータ処理契約のドラフト・レビュー・締結
4.	CCPA 対応のための社内規則・コンプライアンスポリシー・マニュアル類の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、データ主体の権利行使、データ漏えい等への対応マニュアル
5.	CCPA コンプライアンス態勢の維持に向けた取組み(研修、監査など)

上記の表のとおり、CCPA は、GDPR と比較すると要対応事項は少ないものの、GDPR 対応の際と同様に、多くの日本企業が、対応が必要なグループ会社の範囲の検討や、データマッピングの段階で時間を要してしまうことが見込まれることからすれば、CCPA 対応のために残された時間はそれほど多くないと考えられる。

また、グローバルに展開する日本企業にとっては、グローバルでの個人情報保護・データ保護規制へのコンプライアンス対応をどのように進めていくかを検討することが重要になってきている。グローバルでデータが流通するにもかかわらず、各国で法律が制定・改定される毎に各国法への対応を個別に検討することにはどうしても限界がある。CCPA への対応は、合わせてグローバルでの個人情報保護・データ保護規制へのコンプライアンス対応をどのような方針で進めるかを社内で検討する良い契機でもあるように思われる。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_iwase@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT分野では、国内および外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

a_matsumoto@jurists.co.jp

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外のM&Aや企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。グローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。特に、GDPR対応については150社を超える日系企業へのアドバイス経験を有し、関連する講演・執筆記事も多数。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、データ関連法制、ライセンス・電子商取引その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転や医療・遺伝子関連データの取得等を含む多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>